

第 1 4 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第2回専門部会

令和5年5月19日

(午前10時00分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、定刻となりましたので、第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会第2回専門部会を開催いたします。

私は、本日事務局を務めます東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の資料を確認いたします。

まず、本日の会議次第です。次第にも記載がございますが、配付資料でございます。資料1、第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会・第1回専門部会の主な意見概要。資料2、福祉のまちづくりの推進に向けた社会的な背景・状況。資料3、次期「福祉のまちづくり推進計画」の策定に向けた基礎資料。資料4、「福祉のまちづくり推進計画策定の基本的な考え方」意見具申に向けたポイント。資料5、今後のスケジュール。資料6、令和5年度福祉のまちづくり関係事業について。資料7、本日、会議終了後にご意見を記入していただくための意見票。

以上が資料になります。

続きまして、参考資料です。1が福祉のまちづくり条例。2が協議会の要綱。3が専門部会の委員名簿。また、最後に、市橋委員からの提出資料を配付させていただいております。

また、会議室でご出席の方には資料以外に冊子を5点お配りしております。「10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について」第13期の意見具申。福祉のまちづくり推進計画。福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル。心と情報のバリアフリーのガイドライン。心のバリアフリーのハンドブック。こちら5点の冊子は会議中の参考資料として活用するものですので、会議終了後、回収いたします。お帰りの際にはそのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

以上、資料の不足がございましたら、事務局までお知らせください。大丈夫でしょうか。

次に、委員の皆様の参加状況をご報告いたします。

本日は、オンラインでご参加いただいている方を含め23名の委員の方にご出席いただく予定となっております。小山委員、越智委員は、ご都合により欠席をされております。現在オンラインで小嶋委員、三宅委員はまだ入られていないですが、連絡はついておりますので間もなく入るところかと思っております。（※三宅委員は結果的に「欠席」）

次に、委員の交代がございましたので、ご報告をいたします。都民公募委員の上田委員ですが、一身上の都合により退任をされました。ご後任に本日から前野委員に就任いただき、ご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○前野委員 よろしく申し上げます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

渋谷事業調整担当部長でございます。

- 渋谷事業調整担当部長 渋谷です。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 福祉のまちづくりに関しましては、関係各局の課長が福祉保健局の兼務課長に任命をされておりますので、ご紹介いたします。
財務局建築保全部、茂木技術管理課長でございます。
- 茂木技術管理課長 茂木でございます。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、上原建築企画課長でございます。
- 上原建築企画課長 上原です。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、前田安全施設課長でございます。
- 前田安全施設課長 前田と申します。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課長でございますが、本日は業務都合により小石課長代理が代理出席をしております。
- 小石公園建設課長代理 代理でございますが、小石と申します。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、小峰建築課長でございます。
- 小峰建築課長 小峰でございます。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 次に、庁内関係職員をご紹介いたします。
都市整備局都市基盤部、武山交通政策担当課長でございます。
- 武山交通政策担当課長 武山でございます。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 福祉保健局障害者施策推進部、志村共生社会推進担当課長でございます。
- 志村共生社会推進担当課長 志村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、議事に先立ちまして、福祉保健局事業調整担当部長、渋谷よりご挨拶を申し上げます。
- 渋谷事業調整担当部長 福祉保健局事業調整担当部長の渋谷でございます。オンラインの方もいらっしゃいますので、着座のまま失礼させていただきます。

この4月より着任いたしまして、福祉のまちづくり担当をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、本日、大変お忙しいところ、第14期福祉のまちづくり推進協議会第2回専門部会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

さて、前回、3月の推進協議会及び専門部会で第14期の審議テーマとして、来年度令和6年度からの新たな福祉のまちづくり推進計画策定の基本的な考え方について、を審議テーマとした上で、本年令和5年11月頃を目途に意見具申をいただくという方向を決めさせていただきました。

本日は、その意見具申に向けたポイントをお示しいたしますので、委員の皆様の豊富

なご経験や知見を基に様々な視点からご意見いただけますと幸いです。11月まで非常にタイトなスケジュールでご審議をお願いさせていただくこととなり、大変恐縮に存じますが、ぜひ委員皆様のお力添えをいただきますよう、どうぞ重ねてよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

それでは、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、この会議につきましては、公開の会議となっております。本日、オンラインにて傍聴及び取材の方がいらっしゃいます。

併せてですが、会議の議事録につきましては、後日、東京都のホームページで公開をいたします。

また、本日の会議は、会議室での参加とオンラインでの参加のハイブリッドで開催しておりますので、それぞれご注意いただきたい点がございます。

委員の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃり、本日オンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、ご発言の際は、恐れ入りますが、冒頭にお名前を言っていただくようお願いいたします。

会場にいらっしゃる委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、少々お待ちいただければと思います。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様をお願いでございます。

ご自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としていただければと思います。発言の際は、Webexアプリの挙手機能をご利用いただくか、ご自身で手を挙げて意思表示していただければと思います。

また、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択してメッセージを送っていただきますようお願いいたします。もし、メッセージが送信できない場合には、事務局から事前にお送りしています本日の会議の案内メールに返信する形でも結構です。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、高橋部会長をお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 はい、高橋です。皆さん、おはようございます。前回、第1回が3月30日ということで、あっという間に2か月弱が経ちました。そして、また急に暑くなりましたよね。くれぐれも体調のほうに注意していただければというふうに思います。

それでは、早速ですけれども、短い時間になりますが、お手元の会議次第に沿いまして進めていきたいというふうに思います。今、部長のほうからもお話ありましたけれども、非常に短いタイトな時間で検討していかなければいけません。2か月に1度という感じになりますけれども、今日はその第2回目という形になります。「東京都福祉のまちづくり推進計画策定の基本的な考え方」について、資料もたくさんありますけど、まず資料のご説明をいただいて、その後、皆さんの意見をいただければというふうに思い

ます。

最初の議事につきましては、一応11時20分頃を目途にしておりますので、一つ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局のほうから、最初にこれについての資料説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、「東京都福祉のまちづくり推進計画策定の基本的な考え方」意見具申に関する検討につきまして、お配りの資料1から5までを用いまして、説明をいたします。時間の都合もありますので、はしょってご説明させていただきます。事前にお送りさせていただいておりますので、詳細については説明を省くところがあり、お聞き苦しい点あるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、資料1でございます。前回の第1回の意見概要となっております。

まず、一つ目のカテゴリーである移動のバリアフリーについてということで、障害者権利条約の勧告に関するご意見。それから、鉄道駅の乗換えなどの2ルート目のご意見。それから、空港のリムジンバス、高速バス、リフト付も含めてノンステップ化ということとUDタクシーのご意見をいただいております。なお、市橋委員からは審議を深めたいということで、文書でご意見も提出いただきましたので、本日、配布させていただいているところでございます。

次に、2の施設のバリアフリーについてということで、オリンピックを契機とした競技場づくりですとか、歴史的な庭園のバリアフリー化に関するご意見をいただいております。それから、新築とか改修のときには適合義務がかかりますが、既存の施設も含めてルールを定義づけるということですとか、小規模店舗のバリアフリー化のほか、宿泊施設で3、200室確保したというところは、それが全体の何%かというご意見をいただきました。前回お答えできなかったんですが、関係各局に確認をしたんですが、やはり母数についてはカウントしていないというところがございます。条例上では車椅子客室を50以上部屋がある場合は1%以上というところがございます。それとは別にバリアフリー条例の一般客室の基準があるという形になりますが、ここ宿泊施設の今後の目標というところをどう設定するかというところは、引き続きご議論いただきたいと思っております。

同じホテルの関係で浴室前の通路幅についてのご意見。それから、道路ですけれども、区をまたぐ都道の点字ブロック、複数の区が交じり合う道路のつなぎ、障害当事者の現地検証などのご意見を追加でいただいております。

それから、3の心のバリアフリーについてですけれども、障害者を雇用した事業者に補助金が出せるプラスの方向性というご意見。それから、知的障害者の通常施設などで健常者が参加して、そういう方の知的好奇心を刺激して学ぶ機会を与えるというメリットがあると、そういう仕組みづくりというご意見。それから、共生社会の実現に必要なのは友達になるとか、自然な付き合い、関係性をどうつくるかというご意見をいただい

ております。

次に、情報バリアフリーについてです。デフリンピックも迎えますので、ボディーランゲージなどの手話ができなくても幅広い意味でのコミュニケーションに関するご意見をいただいています。それから、IT化というところで高齢者、障害者が取りこぼされないようにというご意見ですね。それから、外国などでの看板、ピクトグラムなどが重要なのでその有効性というところのご意見。それから、情報をデータとして蓄積して地図に展開するといろいろな側面に使えると。ただデジタルだけじゃなくて触地図などの紙ベースというところでも必要というご意見をいただいております。

その他のご意見については、時間の都合もございまして、割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、資料2をご覧ください。

福祉のまちづくり推進計画を策定していくに当たり、データとして基礎的なところを押さえるというところで、毎回、意見具申の中に入れていただいておりますので、今回の計画策定に当たっても、まずはデータの整理というところで、本日ご用意をさせていただきます。

まず、1ページ目のところが、年齢階級別の人口というところでございます。ちょっと上のグラフは見にくいですが、下から順に75歳以上、65から74、15から64、15歳未満となっております。その下が高齢化率の推移ということで、2035年に25%ということで、4人に1人が高齢者、2050年には約3人に1人が高齢者ということでピークを迎えるというようなデータとなっております。

続きまして、2ページ目ですが、高齢者の人口の推移というところでございます。後期の高齢者の方の要介護、要支援の認定率については前期高齢者の7倍となっているというようなデータが出ております。

それから、次のページでございましてけれども、2015年から40年までの高齢者人口、後期高齢者人口について増加率を見ると、65歳以上については東京都が3位というふうな状況となっております。

次のページでございまして。認知症高齢者人口ということでございまして、令和7年には約55万人で今後も増えることが想定されるということがデータとして表れております。

次のページでございまして、下半分ですが、障害者手帳ということで身体については約49万人、愛の手帳が約10万人、精神の手帳が約14万人というデータになってございます。

2ページ飛ばさせていただきます。出生数、合計特殊出生率でございまして、令和3年で出生数が約9万人、合計特殊出生率は1.08という状況です。

下半分でございましてけれども、外国人旅行者数でございまして。2020年、令和2年はコロナの影響も受けて225万人に減少しておりますが、今後、5類に移行したとい

うことで、またインバウンドが再開してくるということが期待される状況かと思えます。
資料2については以上でございます。

続きまして、資料3ですが、こちらは大きく三つございます。前回お付けしたバリアフリー化の主な進捗状況が最初の4枚でございますが、もうこちらは前回ご説明しておりますので、恐れ入りますが、省略させていただきます。

調査関係二つでございます。2のところにあります、意識調査の結果ということで、前回主立ったもの、第13期の意見具申に掲載しているものについてはご紹介させていただいたんですが、さらに詳細のグラフについて本日お付けをいたしております。

それから、3になりますけれども、心のバリアフリーについては、インターネットを利用して、基礎調査ほどのサンプル数ではないんですが、昨年度アンケートを実施しましたのでその結果ということでございます。簡単に触れさせていただきたいと思えます。
では、飛ばしまして、6ページ目をご覧ください。

UDの認知度について、全体のパーセンテージについては前回もご説明させていただいておりましたが、下半分のグループ別のデータを、今回新たにお付けをいたしております。

グルーピングの凡例が右側、6ページの6と書いてあるところにあります、まず一つ目、外出時の障害ありグループ、「何らかの障害があるために外出の際に福祉機器や介助者が必要であると」答えた方のグループということですね。それから、二つ目が乳幼児連れのグループ、三つ目が高齢者、65歳以上のグループということでそれぞれのグループ別に、データを掲載しております。

次の7ページ目が、まちの中の施設や設備のバリアフリー化の状況ということで、上半分は前回もお付けしておりますが、グループ別ということで、下半分を今回追加しております。

次に8ページ目。重点的に取り組む必要があるものということで、これ前回お付けしておりますが、9ページ目がグループ別のものそれぞれ出しております。また、グループによって重点的に取り組むべきというところがちょっと違っているというところが出てきております。

それから、10ページ目。日常よくでかけるところまでに着くまでのバリアの有無というところですが、これも下半分、グループ別ということで今回お付けしております。

11ページ。よくでかけるところまでに着くまでのバリアの箇所がどこなのかというところでグループ別になっております。

次に、12ページ目からが、それぞれの施設でどういう整備をする必要があるかということ細かくグループ別にしております。

12ページ目が鉄道の駅。

13ページ目が道路。

14ページ目が公園となっております。

15ページ目からが、「心のバリアフリー」について掘り下げたデータになっております。認知度の全体は前回お示ししております。

16ページなのですが、上半分は年齢別のデータ、下半分がグループ別のデータということになっております。

17ページ目。「心のバリアフリーに向けた取組の強化」の目指すべきというときに効果的だと思う取組。これは前回お付けしているものでございます。

18ページ目が、外出時に困っている人を見かけたり、出会ったりした経験の有無というところと、12番、困っている人を見かけたときに自分がとった行動というところと、積極的に自ら手助けした人の割合というのが約54.7%ということで、28年度と比べると2.6ポイントほど減少しております。多少コロナの影響とかも令和3年度に関しましてはあったかもしれませんが、ちょっと一旦ここが下がっているというところが一つポイントとしてあるのかなと思っております。

それから、19ページですが、13、困っている人にした手助けの内容ということで何を手助けしたかということが挙げられております。

20ページ目が、逆に困っている人を見かけたときに何もしなかった理由ということで、手助けをしていいものかどうか分からなかったという割合が46.2%で、28年度より8.8ポイント増加しているという状況がございます。

それから、21ページ目。15、誰かの手助けを必要と感じた経験の有無ということで、手助けが必要と感じられた方のほうのご意見ということでございます。総数としては全ての人に聞いて11.3%となっておりますが、外出時に障害のある方のグループからすると46.3%ということで、かなり総数に対して高くなっているという状況でございます。

22ページ目。手助けを必要と感じたときに、必要とした手助けの内容ということでありますが、いずれも乗り物などの席を譲ってほしかったというところが、障害ありで42%、乳幼児連れで54%、高齢者で40%ということで一番高くなっております。

それから、23ページ目は、車椅子利用者用駐車施設の利用状況ということで、総数については前回お出ししたとおり、適正に利用されているというのが6割だったんですけども、外出時に障害ありグループだと44.9%ということで、総数に比べるとやはり15ポイントぐらい低くなっているという状況です。

以上、基礎調査の詳細のデータでございます。

24ページ目からが、インターネットモニターの心のバリアフリーの調査でございます。心のバリアフリーを知った機会は何かというところ。

それから、25ページ目ですが、トイレのピクトグラムで何をよく知っているかというところで、車椅子利用者対応トイレについてはもうほとんど知っているけれども、オストメイトとか介助用ベッドについては、知られている数がまさに低いということがデータとして出ております。

それから、26ページ目ですけれども、車椅子利用者用駐車施設の利用意向ということで、2割ぐらいの方は利用したいというふうに考えているというところですね。

それから、27ページ目。視覚障害者のための設備がどの程度認知されているかということで、点字ブロックについてはほとんどの方が知っているんですが、エスコートゾーンが4割ということだからかなり低いというようなことが分かっております。

28ページ目ですが、バリアフリー設備を適正に利用するための効果的な取組。それから、下半分は「心のバリアフリー」に関する取組ということですが、何が効果的かというところで行くと、いずれも学校での授業等と挙げた方が一番多いというような形になっております。

それから、29ページ目。生活のシーンでよく見かける「心のバリアフリー」に関するシーンということで、半分を超えているのが「優先席前に荷物を持った高齢者が立っていた」とか、「エレベーターに並んでいたら、自分の後ろにベビーカー利用者が待っていた」というようなところが多くなっております。

それから、30ページ、31ページについては、自由記述のご意見ということで、後ほどご覧いただければと思います。

資料3のご説明については以上でございます。

続きまして、資料4でございます。意見具申に向けたポイントということで、まさしく今回、意見具申を策定するに当たって、皆様にご審議いただきたい内容というところになります。

左側でございますが、まずは位置づけというところですが、福まち条例の第7条に基づくものでございます。

2の計画期間。こちらについては、本日ぜひ決めていただきたいなと思っております。事務局としましては現行の計画と同様5年間ということで令和6年度、2024年度から令和10年度、28年度までの5年間とさせていただければと考えております。やはり第13期意見具申でいただいたように、ハード・ソフト一体的なUDのまちづくりを加速するというので、5年が適切ではないかというところで資料に落とさせていただいております。

それから、3の計画の目標というところでございます。こちらは、ほかの施策の方向性などを審議いただいて、そこが固まってきてから、またブラッシュアップが必要かと思っておりますが、現在目指す社会と計画を進める上でのポイントとしてこのようなことを挙げさせていただいております。

右半分に行きまして、4の主な検討課題ということでございます。第13期の意見具申は都だけではなく、区市町村や事業者に対しても含めた意見具申というところがございますが、今回、推進計画策定ですので、都の施策の中で13期の意見具申で取り込めるところは何かというところが重要なポイントかと考えております。

全ての施策に用いる横断的な視点としましては、ソフト・ハード一体的な施策の推進

というところで、大きな要素としては当事者参画ですとか、適切な情報提供、合理的配慮の提供、ハードの整備だけではなくてこういうソフト面ですとか当事者参画というところもしっかり盛り込んでいくというところは横断的な視点ではないかということでございます。

続きまして、分野別の視点でございます。これはそれぞれの施策のカテゴリーの中で触れるところというところで、13期でも、また14期の前回の専門部会でもご意見いただいた内容とかを反映しております。鉄道駅については、複数の出入口乗換経路のバリアフリールートと、ホームドアについては引き続きというところですね。それから、駅周辺の道路、主要施設の連続的、一体的な整備。

それから、2点目が、既存建築物というところで、面的な整備の仕組みを活用して既存を進められないかというところ。それから、ユニバーサルデザインのトイレづくり。各施設における情報提供ということで情報保障ですとか、あと人的介助とか合理的配慮の提供というところです。

それから、次の心のバリアフリーについては、広報事業を今回行いますので、そちらによって認知度を上げていきたいというところ。それから、面的整備、バリアフリー基本構想の教育啓発特定事業などを活用して学校等を参画していくために都として支援していく内容というところかと思えます。

次に、情報バリアフリーでございますが、バリアフリーマップなどを区市町村などが作成する支援のこと。それから、デフリンピックを契機として聴覚障害者等への対応を強化していくというところ。

次に、災害なんですが、要配慮者対応の強化ということで、避難所となる学校などのトイレのバリアフリー化、情報保障。

それから、インバウンドの復活に向けてということで、観光施設のバリアフリー化ですとかアクセシブル・ツーリズムのさらなる波及というところを分野別の視点として挙げさせていただいております。

こちら、この視点が十分かどうかとか、あるいはほかの視点があるんじゃないかといった辺りをご意見いただければとは考えております。

それから、次のページに行きまして、5、施策の体系（案）ということで、現時点のものでございますが、現行の計画に基づく事業ですとか、この間、新たに開始した事業。最終的には、令和6年度に新規で予算要求する事業というのも入ってきます。そういった都の事業、施策を体系化した上で、施策の方向性を整理するというところになるかと思えます。基本、現行計画と体系は大きくは変わっておりませんが、この間のいろいろな動きを受けてちょっとブラッシュアップしたものを入れさせていただいております。5本柱は同じです。

一つ目は、交通機関、道路ということで鉄道駅、バス、タクシー、道路、面的整備などが入ってくると。面的整備のところには既存の民間施設とか学校の巻き込みの部分を

ちょっと入れさせていただいております。

それから、2が、施設の整備、利用というところですけども、多様な利用者の視点に立った使いやすい設備等ということで、例えば法・条例の部分でも整備水準を向上しなければいけないとか。あと、宿泊施設については、バリアフリー条例で一般客室の基準はあるんですが、いわゆるUDルームということで車椅子利用者用客室でないとなかなか泊まれない方もたくさんいらっしゃるの、そういう方の部屋が増えるようにとか、あとデフリンピックに向けて情報機器をたくさん導入してもらおうというところですね。それから、スポーツ施設については2020大会の水準を継承というところはテーマかと思います。それから、公園、住宅。当事者参画で今年度はハンドブックをこちらで作りますが、そういったハンドブックの活用というところもここに入ってくるのかなと考えております。

3が、情報バリアフリーについてでございます。施策としての情報保障ということで手話、文字ですとか点字、音声、多言語、カラーUDなど、それから情報提供体制ですとか、まちなか、WEB環境といったものが入ってきます。

4本目が、心のバリアフリーでございますが、広報事業、設備の適正利用、それから教育との連携、ヘルプマーク、相談体制などを位置づける形になるかと思っております。

それから5が、災害時・緊急時の備えというところで、要配慮者対応というところで事前の整備と応急対策ですけども、帰宅困難者ですとか、施設のバリアフリー化、情報保障などが位置づけられるというふうに考えております。

あくまでも意見具申の中では施策の体系とか方向性というところでご議論いただきまして、それを受けて都の中で推進計画に掲載すべき事業を選定して目標などをブラッシュアップしていくという流れで考えているところでございます。

資料4については以上でございます。

最後に、資料5でございますが、今後のスケジュール。

本日が5月19日ということで意見具申に関する検討となっております。次回、7月ですが、第3回を開きましてそちらで意見具申の素案ということで文章化した大まかなたたきをお示しできればと考えております。同時作業で、庁内でも計画の策定に向けて委員会を立ち上げて、今後の方針を検討していくということになっております。

それから、10月に第4回ということで、ほぼほぼ最終の意見具申案ということで改めて提示をさせていただきたいと思っております。それから、現行の推進計画の進捗状況、令和4年度末のこのときには大方取りまとまっているかと思っておりますので、そちらもお示しする予定でございます。第4回が終わった後は、メール等で追加の意見などをいただきながら最終的に取りまとめをいたしまして、11月に推進協の親会を開いて、そこで意見具申を受理するというようなスケジュールで進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

駆け足になりましたが、資料の説明については以上でございます。

○高橋部会長 資料の説明ありがとうございました。たくさんありますので、事前に配付していただいたとおりですね、全部紹介し切れない部分もあるかというふうに思いますけれども。これから40分強かけて皆様方のご意見をいただければというふうに思いますので、一つ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事前にご意見をいただいている方もいらっしゃいますけれども、併せてまたご発言いただければというふうに思います。順番に資料がありますので、取りあえず、重複する部分もかなりあるかというふうに思いますけれども、まず資料1について、前回の第1回専門部会の主な意見概要ということで議事録的な概要が作成されておりますけれども、これについて何か皆様方のほうから追加のご意見等を含めましてありましたら、遠慮なくおっしゃっていただければというふうに思います。

よろしいでしょうかね。関連する部分も後ほどまた出てくるかもしれません。

はい、どうぞ。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の事務局長の菊地と申します。

私の申し上げました意見も掲載されておりますけれども、今日、精神障害者はいつも数字で語られることが多いので、入院者という数字で語られることの中にやっぱり一つの物語があるんだよということをちょっと今回追加でご説明、紹介させていただこうと思います。

私の知り合いの、知的障害とてんかんの症状がある女性なんですけど、今回入院することになりましたけれども、問題なのは入院する過程ですね。ちょっと本当に皆様には信じられないことだと思うんですが、入院するというのは精神の症状に基づいて入院するものだと思ってるんですけど、今回の入院というのは、仮にその女性をAさんとすると、そのAさんが通っている病院デイケアの、仮に病院デイケアをBとしますと、その病院デイケアのいろんな細かいことを仕切っている職員がいるわけですけども、仮にCさんとしますけれども、その方が全てを決めてしまっているんですよ。

その入院に際しての一番問題点は、AさんがCさんに向かって反抗的な態度を取ったということで、その処罰として入院させるよというふうに言われたというんですね。だから、全然精神の症状とは別な方向で入院ということが、デイケア等ではそういうことが行われているということがあるので、ちょっとその職員は医者でも何でもないので、なのに、入院そのものを決定する。それから、期間ももう医者の診断もなしで1か月間と言ってきて、それから退院する時期もその職員が決めているんです。これは本当におかしいと思うんですよ。

だから、そういうことが精神障害者の病院デイケアでは行われているということ、実態を今回ぜひとも皆さんにこういう場で表明しておかなければ駄目だなと思って、ちょっと今回の意見というのはバリアフリーに基づく、そういう今回の意見具申の方向性は少し違うところもあるんですが、精神障害者の立場としてほかにも言うことがあまり

ないので、今日はこのことを皆さんにアピールして意見とさせていただきたいと思いません。

以上です。

○高橋部会長 菊地さん、ありがとうございました。

昨今、皆さんご承知のように都内でも幾つかの問題点が指摘されて、いろいろと出ております。そういうことも含めて、次期の意見具申に含めて、菊地さんのご意見もありましたけれども、差別や偏見を許さない、そういうような仕組みにしっかりと作り上げていかなければいけないというふうに思います。

もちろんこの協議会だけでは駄目ですけども、いろんなところと力を合わせなければいけないというふうに思います。ありがとうございました。

ほかに皆様いかがでしょうか。

○比留間委員 いいですか。

○高橋部会長 どうぞ、比留間さん、お願いいたします。

○比留間委員 はい。比留間です。私の意見も書いていただきありがとうございます。その中で質問申し上げました、防災の視点での防犯灯における自立灯の導入状況。この事に関して回答頂ければ、と思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。こちらは事務局、分かっておりますでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。その他のところでちょっと省いてしまいました。大変申し訳ございませんでした。ご質問いただいていたかと思えます。

この間、関係各局に確認をしてみました。なかなか防犯灯のところまでデータを持っていないというか、例えば建設局ですと、都道の管理とかを行って、当然街路灯というのものもあるんですけども、どちらかという、やはり生活道路などで避難所に避難する途中につけられていることが多くて、町会自治会だったり、商店街でつけていたり、いろんなパターンがあるかと思えますけれども、そういう助成とかもやっていないようなところで、まして総数ですとか、その中で太陽光による自立灯というところもなかなか把握していないような形です。お調べした限りではそのような形となっております。申し訳ございません。

○高橋部会長 ありがとうございます。また、それぞれの自治体によって、区市町村によって把握の仕方が違うかもしれませんけれども、機会があればお調べいただければと思います。よろしくお願いたします。

比留間さん、よろしいでしょうか。

○比留間委員 はい。

○高橋部会長 ほか、ございますか。

それでは、資料2の社会的なデータですね、基礎的なデータと、それから、資料3に

ついて、皆様方、ご意見いただければというふうに思いますが。資料2と資料3になります。オンラインでご参加の皆さんは。今、手が挙がりました。大島さんでしょうかね。どうぞ、大島さん、お話しください。

○大島委員 ありがとうございます。詳細な説明、よく分かりました。ありがとうございます。

この具申を形にしていく上でちょっとこの資料、背景と調査をどんなふうに反映というか載せるのかな。載せるという感じですよ。そのときにより分かりやすくするためにちょっと感じたことで、まず社会的な背景、状況のほう、資料2なんですけれども、1枚めくって、2015年から2040年までの高齢者人口と後期高齢者人口の増加率というのを、これ人口労働問題研究所から抜粋だということで載せていただいたんですけど、多分、一般の方が見たら、この上の図が東京都がほんと高くなっているんで、ただ増加率というのは、このひし形のところで増加率を見らと思うので、その注記みたいながあると混乱しないかなと少し。その後の表は大体分かりやすかったですけど、というのを感じたことが一つと、それから都民の意識調査のほう、これもかなり詳細に述べていただいて分かりやすいんですけど、特にこのグループごとにどういうふうに違うかというところが今回見えたところは大きかったと思うんですが、どんなふうにこの母数というか調査対象者を抽出したのかという、WEBなのかとか、抽出したこととか、その辺をちょっとどこかに入れると。

というのは、例えば外出時の障害ありグループと乳幼児連れグループ、高齢者グループというのは、母数がかかなり違いますので、ただ割合で見えていますからこれは理解しやすいんですけど、調査方法というのはそこまで詳しく書かなくてもいいと思うんですけど、抽出の仕方というところを少し書いておくと分かりやすいかなというふうにして、そういうのをちょっと。これ資料のほう、調査関係の資料で感じました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。結果だけではなくてその根拠といいますか、バックグラウンド等含めて、データの抽出の仕方も含めて示しておいたほうがいいという。おっしゃるとおりだというふうに思います。簡単に紹介できて、これはきちんと入りますので、紹介できるというふうに思っております。事務局、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ご意見、ありがとうございます。すみません、ちょっと説明が漏れておひまして、大変申し訳ございません。

資料2に当たります社会的な背景、状況については、毎回計画を策定する際には意見具申の中に入れてさせていただいております。今、大島委員からご指摘いただいたこのひし形のところで、増加率のところの説明、注意書きなどということで、意見具申に入れる際に、ぜひそこは入れさせていただきたいなと思ひておひます。

資料3のほうですが、基礎調査の詳細とかインターネットモニターの基礎調査という

ところは、意見具申の中に入ってくるような課題ですとか取組の方向性について、委員の皆様にご議論いただく上でたたき台みたいな形でデータとしてお示しさせていただいておりますので、意見具申には載ってこないかもしれないです。推進計画のところにもちょっとどこまで入れられるかというのはあるんですが、当然、施策を検討する上での前提となるデータというところで、できるだけひもづけた説明を推進計画の中でしたいと思えますし、意見具申の中でも、このデータがあるのでこういうふうに反映をしましたというところはあるといいかなと思っております。

今までの推進計画の意見具申の中では、世論調査の考察というところでグラフ自体は載せてはいますね。ただ、グループ別まではちょっと載せていなくて、第13期の意見具申に載っていた総数のレベルぐらいは載せておりますので、載せる際には委員からご指摘いただいたように、そもそも調査の実施の仕方とかというところもちゃんと解説した上で、それを前提としたデータということを分かりやすい説明を心がけたいと思えます。ご意見ありがとうございました。

○大島委員 分かりました。ありがとうございました。

○高橋部会長 ありがとうございました。ほかいかが。川内委員、お願いします。その後、市橋委員お願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。第1回は欠席して申し訳ありませんでした。

資料3の29ページの生活のシーンでよく見かける「心のバリアフリー」等に関するシーンというの、これ非常に奥歯にものが挟まったようなアンケートだと思っているんですね。なぜかという、まず「心のバリアフリー」というものを知っていると、言葉は知っているとかというアンケートはありますが、どういう意味ですかということとは聞いていないので、答えた人が正しく理解しているかどうかというのは分からないわけですよ。

ちょっと資料飛ばします。範囲外ですけどもすみません。資料4に東京都がよく使っている心身のバリアフリーの定義があります。4番ですね。共生社会の実現に向けた心身のバリアフリーの理解促進というところに、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるということ、これ東京都がよく使われている定義で、別に東京都が独自につくられたわけではなくて、ユニバーサルデザイン2020行動計画の中にある記述です。これがどうのこうのと言うんではないんですが、この定義から見て、先ほど申し上げた資料3の29ページで、これ質問文は「心のバリアフリー」等に関するシーンという質問文なんです。東京都としては、例えば優先席前に荷物を持った高齢者が立っていたということが、「心のバリアフリー」等にどう関連するとお考えなんですか。

○高橋部会長 質問ですね。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

質問自体は「心のバリアフリー」等に関するシーンと表題にはなっているんですが、

質問の中では、次の選択肢の中であなたがよく見たことがあるシーンはどこですかとイラストを示した上で答えていただいております。

ただ、実際この「心のバリアフリー」等に関するシーンといったまとめ方をこちらではしております。どう結びつくかというようなご質問についてなんですけれども、心のバリアフリーを今後無関心な人も含めて、多くの方々に考えていただく必要があるかなと考えておまして、できるだけ皆さんが想像しやすいというところで考えますと、町中の普通の生活のシーンというところで何をすればいいかというところで、なかなか正解というところが千差万別というか、相手の方がどういう方かとか、そのときの状況とかによっても違って来るかと思しますので、当然どういう配慮が必要なのかというところに答えはないと思うんですけれども、ただ考えていただくきっかけとなるシーンというところで選択肢を用意させていただいて、お答えをいただいたというふうに考えております。

○高橋部会長 川内先生、よろしいですか。

○川内委員 今の田中課長がいろいろ考えていらっしゃるんですが、このよく見たことがありましたという質問で都民に伝わっているとはとても思えない。とても嫌なのは、これでミスリードをしていると思うんですね。目の前に荷物を持った高齢者がいる。後ろにベビーカーが立っている。マタニティマークをつけた人が目の前に立った。何か譲りましょう。譲るのが心のバリアフリーですよというふうなミスリードをしてしまうんじゃないか。例えば、お店の前の段差で車椅子の人が困っていた。

本来の心のバリアフリー。ちょっと本来のというのを申し上げますけれども、先ほど申し上げたユニバーサルデザイン2020行動計画では、人権や尊厳を大切にしたい社会ということを書いていて、人権や尊厳を大切にするために心のバリアフリーというのが重要ですよということを書いているんですね。お店の前の段差で車椅子の人が困っていた。このミスリードの延長からすると、皆さんかついで手伝ってあげましょうということになってしまう。だけでも本来は、何でここに段差があって車椅子の人だけ入れないの。それっておかしいでしょうと言うのを考えるというのが本来ですよ。それについては、先ほどおっしゃったように、よく見たことがあるという設問に対してそのまとめる表題を「心のバリアフリー」等に関するシーンとつけられたこと自体が、これがまずおかしいというのが一つ。

それから、そういうふうな人をミスリードしてしまうような設問がここにはたくさんあって、それもやっぱりおかしい。そして本来の心のバリアフリーのあるべき必要性として東京都の定義も、人権や尊厳を大切にしようということは一言も書かれていないわけですね。そのことが市民に伝わらない限り、このアンケートでは害のほうが大きいのではないかと私は思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

これが今説明を田中課長がやっておりますけども、この基礎調査をするに当たっての議論の場があったかというふうに思います。そこで今後は結果的に短く整理されている言葉もこのシーンに、本当は今川内さんがおっしゃっていたように、次の働きかけはどう行われるのかというところが見えてきた上で、それを心のバリアフリーというふうに、あるいはバリアというふうに感じるのかとか、あるいはそのバリアをどういうふうにそれだけシーンを見かけた人が対応していくのかというところまで踏み込んでいきますけれども、アンケートのレベルですので、そこまでは出てきていないんですけども、一応議論はたしか私もその委員になっていたかというふうに思いますけれども、つくる過程で全体の調査項目選定の仕方は忘れてしまいましたけれども、少し言葉としては不足している部分もあるんですが、一応次にどうするのかということが本当はないと、このシーンをどうするのか。シーンが単純に切り取ってということになると今、川内委員がおっしゃっていたような誤解を招くということがあります。

これ載せていくとき、もしこれをそのまま載せるということではありませんけど、今、あくまでも議論の対象ということですので、対象というのはこれからの意見具申に向けた検討課題、あるいは心のバリアフリーをどう捉えるかという、そういうようなことかというふうに思います。そういう目で見ていただければというふうに思います。それが全て駄目だということではないかというふうに思いますので、よろしくご理解いただければというふうに思います。

田中さん、はい、どうぞ。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

今、部長からお話があったんですが、先生方に入っていたいただいているのは基礎調査のほうでして、こちらはインターネットのモニター調査なので、先生方にご参画いただいている調査となります。

○高橋部長 入っていないですか。失礼しました。

○田中福祉のまちづくり担当課長 川内委員からのご指摘のところ、おっしゃるとおりかと思ひまして、なかなか今まで心のバリアフリーという言葉ですとか、尊厳、人権というところと、それから差別解消法条例に基づく合理的配慮などの位置関係というところで、我々もここは非常に逡巡しているところでございます。

ただ、やはり心のバリアフリーを広める中で伝えたいこととしては、障害の社会モデルの視点というところをしっかりと多くの方に理解いただくというところなので、社会や環境にバリアがあること自体がおかしいというところで、まず周りの人の助け合いとか思いやりとかそういうことではなくて、実際、お店などで段差を最初から設けないですとか、段差がある場合もしっかり店員が対応するとか、やはりまず最初に考えるべきはそういった施設側、環境のバリアをなくすというところになりますので、そこをやはり非常に難しいところではあるんですが、ミスリードをしないような設問がインターネットモニター調査をする場合には当然必要となりますし。ほかにも発信をする上で、様々

広報事業でこのような発信を考えておりますので、その中で一番、細心の注意をはらわなければいけないところだなということを改めて認識いたしましたので、今後も引き続き個別の発信の仕方、内容についていろいろご助言をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 高橋部会長 ありがとうございます。23ページまでが福祉の基礎調査ということで、そこに関わっていただいたわけですね。どうしてもインターネット調査になると、そこでもいろいろと設定の問題で、これはここだけの調査だけではありませんけれども、シーンが伝わりにくい。あるいはシーンが即していないという、そういったことがあると思います。川内委員、ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。市橋委員。

- 市橋委員 市橋です。川内委員も言っていたことで、ちょっと付け加えると、東京都が課題別に5年に1回サイクルをとりながら、基礎調査をやっていくことを考えて、それで今年度は、たしか障害者ということでやるので、今、委員会もやっているわけですけど、なかなか難しい問題があったり、あるいはクロス集計をやれば実現できるかなと思ったら、母数が少なくなっちゃったりなど。僕、25年前から関わっていますけど、統計化が難しいからということが、自分自身の知識のなさが問題です。それとさっき川内さんが言われたように、そういう調査は国がやらないというところがあると思うんです。

それで何を言いたいかというと、基礎調査、今後まちづくりに関するこれをいつやるのか分からないけど、関わった人がこうやって変わっていくことでいいかなと思うんですけれども、もしできたら、次回のまちづくり協議会で1回意見を言わせていただけるような機会を設けて、クロス集計を含めて意見をいただいて。

そして、僕はちょっと本当に毎回考えているのは、障害者の基礎調査の前に、前とはあんまり変えると統計的に意味がなくなるところがあり、また新しい視点を加えるということで、なかなか悩ましいけどやらせていただきたい。ここが、まちづくりについてはどんどん発展が進む中で、新しい調査項目を設けながらどうやるかは、川内委員が言われた心のバリアフリーということの意味を十分に伝えながらやるにはどうしたらいいとか、ちょっとそういった視点は僕らも加わらせていただいて、高橋先生にリーダーになっていただいて。あと今後、基礎調査、つくりかたというのは、今日提出していただいたものは、ただの通過とは思いますが、もうちょっと進めるためにも東京都と協力するようにして、あと今後も基礎調査を進めていただきたいと思います。

それからできたら、この前の令和3年の基礎調査の資料など、本来はこれだけ厚いのかと思うんですが、概要がこういうのがあるので、できたら僕らに見せていただけるような、そんなことを。今日は配っていないみたいな感じなので、配っていただくか、あるいは1回家で見られるようにしていただければありがたいなと思います。

- 高橋部会長 資料、概要は何度か配布されていたかとは思いますが。そうですね。
○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

そうですね。概要が13期であって、今日はグループ別の物でもうちょっと細かいんですけど、全体版についてホームページに出しているのと、冊子は一応作っておりますので、その冊子をお貸しするというか、見ていただくことは可能かと思えます。執務室のほうにお寄りいただければお貸しできるかと思っております。

○市橋委員 それでいいです。

○高橋部会長 それから、委員はその基礎調査を、これちょうど6ページからの内容で今日はクロス集計がいろいろと入っていますけども、私と、それから幹事には参加していただいている。これは福祉まちづくりの部門領域が中心になるんですけど、基礎調査票の設計の段階から関与させていただいておりますので、そこでは今の心のバリアフリーについての、一応どうということなのかということを示した上で聞くようなやり方をしています。これはある面では誘導していく部分でもあるんですけども、それを啓発していくという、広報していくという、そういうような調査の。結果的には、目的を持って調査はしますから、どういう方向に進めていくかということになりますけれども、それをやっております。それからあと学識者、専門家として調査統計の専門家が加わっていると、そういう形になっております。

また、今、市橋委員からお話がありました基礎調査についての協議会での扱い方についてもちょっと事務局とも調整させていただき、何らかの形できちんと開示をしながら進められるような、そういう手だてを講じていければというふうに思いますので、これは私のほうからも事務局のほうにお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。比留間委員、お願いします。すみません、その後、小嶋さんですね。オンラインで手が挙がっていますので。

○比留間委員 いいでしょうか。比留間です。

今まで説明いただいているのかもしれませんが、基礎調査の調査対象のチョイス、これどうしているのか、今までずっと聞いていても分かったようで分からないんですね。そこを簡単に説明いただけますか。

○高橋部会長 事務局、お願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

こちら基礎調査が令和3年度に行われたものでして、毎年テーマを変えております。市橋委員が言われたように5年に1回、例えば福祉のまちづくりだったら福祉のまちづくりがテーマとして回ってくると。今年度は障害者というところなんですけれども、福祉のまちづくりに関して令和3年度に行った調査に関しては、調査基準日が令和3年の10月13日ということで、大体1か月ぐらいかけて聞いております。

調査対象者としては抽出なんですけれども、都内に居住する6,000世帯で、調査基準日現在満20歳以上の世帯員ということで、調査員が調査対象世帯に調査票をまず配布します。世帯の代表者が記入をして、郵送で提出するというやり方でやっております。前回の平成28年度、5年前については、コロナもなかったので調査員が実際訪問

して面接聞き取りみたいな形でやっているんですが、コロナの影響ということで、基本的には調査票を送り返してもらうというような方法になっております。

実際、6,000世帯にまいて、実際回答を得られたのが回収率45.4%で2,725世帯というところです。その世帯員というところでいきますと、2,725世帯のうち回答を得られた満20歳以上の世帯員ということで4,581人というのが全体の数になっております。

以上です。

○比留間委員 質問として、今、6,000世帯はどのように選考したんですか。6,000世帯を選んだ方法。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

実はこの調査をやったのが、すみません、福祉分野はまた別の部門になっておりまして、この資料の中で抽出の仕方というところまで、今ちょっとお調べした限りですとないので、次回までにお調べして、次回報告させていただく形でいかがでしょうか。

○比留間委員 例えば、インターネットのモニターだったら初めからこの分野に興味がある方たちだと思うんですよ。それから見ると基礎調査というのはもうかなりランダムだと思うので、ある程度母集団がどういうものかというのを分からないと、我々の議論のたたき台だという話は聞いたんですけども、そこをきちんと説明されないと議論が何か別の方向に行っちゃうような感じがするんですね。

○高橋部会長 ありがとうございます。それ、詳細な部分については、ちょっとまた事務局の。今多分、分かりますよね。ホームページ等が出ているんだと思います。じゃあ、ご説明いただけますか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

標本の抽出方法でございますが、住民基本台帳の中の東京都の世帯の人口ということで、総務局が出しているものがあるんですけど、毎年出していると思うんですけども、その中で掲げられた町丁別、各区市町村の中の町丁目の中の全体が734万1,487世帯を40世帯ずつにまとめて、18万3,537地区を設定したと。それで得られた母集団の地区数で18万3,537地区の中から150地区を系統抽出して、その中から世帯を選んだというふうには書いてございます。アトランダムに選んでいます。

○高橋部会長 例えば、都民意識調査ですとか、それとほぼ同じだというふうに理解していただければ。あるいはいろんな自治体でやるような市民意識調査ですとか、そういうアトランダムのやり方で、統計上の考え方に落ち着いていますので、それがどこまで一般化できるのかと、標準化しているかどうかということは議論があるかと思っておりますけども。一応、ある程度妥当な線で抽出しているという形になります。インターネットのモニター調査とは大きく違うところになります。

それでは、オンラインの小嶋委員、お願いいたします。

○小嶋委員 ありがとうございます。埼玉大学の小嶋です。ご説明ありがとうございます。

た。

資料3のアンケートの調査結果でお伺いしたいんですけれども、資料3の22ページで手助けがほしかったことを出していたでいて、乗り物などで席を譲ってほしかったというのが一番多いというような結果を出していただいているんですが、階段で手助けがほしかったとか、いろいろこちらのコメントで困っていることで、ハードウェア的にこういったところを改善していかなければいけないとか、そういったことも読み取れると思うんですが、こちらの方々が手助けを必要として、結果的に助けていただけたのか。というのは、乗り物なので席を譲ってほしかったというときに、困っただけじゃなくて席を交代していただける。助けていただいて多くの方が助かったのか。それとも手助けを、別の結果のところでも手助けした人が乗り物などで席を譲ったということが一番多くて、譲ってくださっている方もたくさんいるんだけど、それでもまだ譲ってもらえない問題がすごく起こっているのかとか。こちらの手助けをしてもらえたのかというのはこちらの調査では分かっているんでしょうか。

以上です。

○高橋部会長 はい。事務局、よろしくをお願いします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

ご質問ありがとうございます。22ページの手助けを必要とした内容というところで、これを答えていただいた方に更問みたいな形で結果的に望むような手助けをしていただいたかというのは聞いておりませんので、また今後インターネットモニター調査をするときは、そこも工夫したいなと思いますけれども、このときにはそこは聞いていない状況です。

以上になります。

○小嶋委員 ありがとうございます。何か今後お考えいただけることがあればと思います。ありがとうございます。

○高橋部会長 小嶋さん、ありがとうございます。それではちょっと時間の関係があります。星さん。星委員のご意見を伺って、その後、資料4のほうに移りたいと思います。お願いします。

○星委員 時間がない中で申し訳ありません。

星と申します。所属が3月の前回のときは筑波大学附属視覚特別支援学校校長で出席しておりましたが、4月から国立特別支援教育総合研究所特任研究員ということ形で出席させていただきます。よろしくお願いたします。

すみません、基礎資料の資料3を見させていただいて、ソフト面・ハード面、両面からの取組が本当に必要だなということを感じました。8ページの福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるというところで、公共交通機関、それから道路の整備が挙げられているということでは、やはり確実に迅速に高齢化社会ですとか、子育てをみんな支えていく社会を考えたときに、この辺りは非常に迅速に取り組むべき課題だな

というところ改めて感じたところでは、日常よく出かけるところに着くまでのバリアというところもその後の5に出ていますけども、そこでも道路とか公共交通機関のことがあるので、そのことを強く感じたことが1点です。

それから20ページの先ほども少し話題に出ましたけども、困っている人を見かけたときに何もなかった理由のところ、「手助けをしていいものかどうかわからなかった」という割合が46.2%で、割合として増加しているというようなことがあって、その後、16のところ、外出時に誰かの手助けを必要と感じたときに、必要とした手助けの内容。このところで具体的な中身がいろいろ、席を譲ってほしかったとか、それからちょっと乗り降りのときに手助けがほしいとか、そういった具体的なところを情報提供していくことで、どうしていいかわからないという人がもしかしたら一歩踏み出すことができるのかなという気がしています。何をしたいかわからないけど何かしたいという気持ちがあるんだとしたら、ちょっと目の前で困っている人がちょっと今手を貸してほしいと思っているその中身として、こういうことで困っているんだよというところを提供すること。そういった情報提供として発信していくということで、スムーズな社会の形成につながっていくかなというように感じました。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。少し時間が押してしまっていて、申し訳ありません。それでは、ちょっとひとまず資料4の意見を皆様方からいただければと思います。意見具申に向けたポイントということで、これを引き続きこの後も3回、4回と継続していく形になりますけれども、今日の段階でいろいろと骨子としても追加しておいたほうがいいのではないかと、そういうご指摘もあるかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

会場から佐藤委員です。よろしくお願ひします。

- 佐藤委員 皆さんこんにちは。日本女子大学の佐藤でございます。

資料4につきまして、個別の検討課題や施策については、これから委員の皆さんからいろいろ意見が出るかと思いますが、私は全体像についてコメントさせていただきたいと思ひます。

今回、これから検討する推進計画・意見具申については、これまでの推進計画を見ながら検討する必要があるだろうと考えています。現行の推進計画と、例えばこの資料4で挙げられている検討課題なり施策体系のそれぞれの項目が継承されているのか、新たに追加された課題に対してどう検討するのか、あるいは、はなくなってしまったものもあるかもしれませんので、その辺の対応づけというか、関係づけが示されると皆さん考えやすく、検討しやすくなるのではないかと思ひます。

コメントとして以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。それでは、ちょっとその辺りの対照表等も含めて、体系図の比較もあるかもしれませんので、対照の仕方について少し事務局でも分か

りやすい資料について工夫をしていただければと思います。意見でよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○高橋部会長 事務局よろしいでしょうか。

○渋谷事業調整担当部長 次回以降の資料のときに、現行計画との対比などもお示しできるようにいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。川内委員。その後、市橋委員をお願いします。では、川内委員をお願いします。

○川内委員 東洋大の川内です。

先ほどの資料3の22ページで、こうしてほしかったというのがあって、実現したのかという質問がありましたけれども、果たしてこのこうしてほしかったという人たちが周りにどう発信したのかというのがとても重要だと思っています。

というのは、多くの方ができもしない自分のテレパシーに頼んでいて相手に伝わらない。それでやってくれなかったというふうに不満を言っている人が結構多い。それは日本人の特性かもしれない。特性という言い方はおかしいけど、特徴かもしれませんが、例えば、先日海外の方の状況というのを、スウェーデンの状況を聞く機会があったんですけども、譲ってほしい人は譲ってもらえませんかと言う。そして言われた人は譲るなり、あるいはすみません、私も座り続けたいのと言って断ると言う、そのコミュニケーションを日本人はやらないんですね。それで不満だけ持っているというのは、やはりちょっとおかしいのではないかと思うんですね。言えないというのは確かに分かるんですけども、それを言わないと何も始まらないということですね。

それで申し上げたいのは資料4ですけども、施策の体系(案)。1、公共交通や道路、2番が施設や環境の整備。これははっきり言って権利条約前の、ひと時代前の方向ですね。権利条約というのは何を言っているのかというと、ハードをこれだけ整備しましょうということを書いていないんですね。使えるようにしましょうと書いているわけです。だから、ハードが不十分なところは合理的配慮でカバーしましょうということを書いてあるわけです。ここで様々な整備をされるのはいいけれど、ハードの整備で本当に使えるんですかというのを保障していくのは今後の方向性であって、それにはやっぱり合理的配慮、人的サポートというものもセットで考えていかなくちゃいけない。だからここでハードの整備をずらっと並べるのはもちろん必要かもしれませんが、それを具体的に使える環境をどう実現するかということについての方向性を出す必要があるのではないかということですね。

それで先ほど申し上げた話なんですけども、その合理的配慮。相手のニーズを知るため。知るというのがスタートになりますから、そのスタートってやっぱりコミュニケーションなんです。ですから、電車に乗っているお客さん同士の間の関係性は合理的配慮とは言いませんけれども、基本的にはどちらもコミュニケーションです。ですからニーズがある人は言う。できることとできないことを答えていくという、その空気を

つくらないことには、ハードをいくらやってもやってももらえなかったという不満はいつまでも残ると思います。

それからもう1点、そう言いながらですが、これからすごく東京都内でも増えてくるのは鉄道駅の無人駅です。なので、無人駅対策というのはやっぱり考えておく必要があるかなと思います。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。先ほどの佐藤委員のこれまでの体系とこれからどうするのかと。その枠組みの中で、そして今のオリパラ以降いろいろと動いているさらなる共生社会に向けたムーブメントに対してきちんと対応できるかどうか。それから今お話に出ていますこれから合理的配慮の義務化されていますが、そういうことを見据えたような書き方、体系的な捉え方が必要なのではないかという指摘だったというふうに思います。ありがとうございます。

これ事務局のほうはいかがでしょう。

- 田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

今、川内委員からいただいたご意見のところ、施策の体系で確かにカテゴライズはこうしているんですが、一つ前の主な検討課題のところ、横断的な視点というところで、情報提供とか合理的配慮とかいうことはやはり全体的にかかってくると考えておりました、どうしても施策としては、例えば、直営の直接運営をやっているところであればそのバリアフリー化とか、財政支援をやっている場合は何が対象かというところが、どうしても事業のほうは柱立てには行政の中でなってしまうんですけども、やはり横断的な視点でソフト・ハード一体的というところで、情報提供ですとか合理的配慮についてしっかり視点が推進計画の中に入るように、ご意見を踏まえて各局と調整はさせていただきたいと考えております。

以上です。

- 高橋部会長 資料4ページの表紙のほう、これは前13期の意見具申（案）で出てきているものをご確認しながら進められているというふうに思いますけども、その辺りでは今、川内委員が発言された内容についても踏まえているはずだというふうに思いますけども、体系のほう、これまでのものの書き方、これは先ほど課長の説明のとおりですけども、これがありましたので、佐藤委員も含めてご発言の中でのことを少しきちんと対応しながらということになるかというふうに思います。ありがとうございます。

市橋委員、お願いします。

- 市橋委員 市橋です。やっぱり考えなきゃいけない。やっぱり川内さんと同じように僕は権利条約をきちっと位置づけてもらいたいと思います。そして権利条約については、川内さんが言われたように、権利条約でまちづくりとは権利なんだということ。実は僕らもなんとかしてバリアフリーを進めていただきたいということが、僕も心の中でそう思うし、仲間もそう言うことが多いけど、これからは権利なんだということを言いま

しょう。その権利と同じことが権利条約であり、もう一つはやっぱり2020オリンピックの国際的な契機が単に進めるんじゃないくて、ユニバーサルデザインに作る権利なんだということを東京都から発していくということで、権利条約をきちんと位置づけて、この時代を変えていただきたいと。変えていきたいと思います。

もう一つ、二つ目にこういう立場にとって、できるだけ技術的な開発を東京都から発信していこうじゃないか。僕のメモ書きでは1ページの最後を書いてあるんですけども。ここ三つ、もうちょっと書きたかったんですけども、こういう技術は今の日本の技術をもてばそう難しいことではないなということですけど、10年来ということでは非常にこら辺を、技術的开发を待っているのではなくて、働きかけていくという形で書いていただく。書いていきたいと思います。

それから、あと複数のルートを駅なんかにということをここに書いていただいたので、進めていただきたいと思いますし、ホームドアは、JRなんかは2035年度までに全駅にという。とんでもない。僕は絶対に生きていられない頃です。東京都が何年までに絶対にホームドアをつけさせると。これは全国的統計から言って、全国で1週間に一度は誰かがホームから落っこちているんです。そういうことから言えば、全国的な課題としてやっていかないといけないんじゃないかなと思います。

それから、一つは情報バリアフリーということがここでは書いてあると思いますけれども、技術が進んだら、僕らがそれについていけば情報が来るよという社会から、この間も発言させていただきまされたけど、ダイヤル式黒電話しか使えない、そういう人たちにも必要な技術が伝わっていくにはどうしたらいいかというのが本来の情報バリアフリーではないか。

僕の手や言語障害の問題で、ガラケーしか今は携帯電話を使えません。まだガラケーを使っているのと言われて笑われますけど、ガラケーしか使えない人間が何で悪いんだと言い返すとこの間は携帯会社とけんかすることもあるんですけど、そういう視点で情報バリアフリーを進めていただきたいということです。

長くなりましたが、最後の1個は簡単に言いますけど、防災については、数々ここへ書かれていることがまちづくり協議会での限界かもしれませんけれども、ハードやソフト、例えば、個別支援計画をつくっていくという防災対策も含めて、総合的な対策を東京都はつくっていかなくちゃいけないというのを意見としては、ぜひ載っていただきたいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。最後にお話、ご意見のペーパーにも出されておりますけれども、災害時の要援護者への対応の仕方について、関係の部局とも含めながら、あるいはこちらの協議会で整理の仕方も非常に重要になってくるかというふうに思いますので、次の専門部会以降で検討をしていければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間の関係もありますので、その他だけちょっとさせていただい

て。資料の説明がありますので資料6でしょうかね。その後、時間がもし残りましたら少し全体を振り返りながら、まだご発言をいただいている方もたくさんいらっしゃいますので、ご発言いただければというふうに思います。

では、その他の案件だけ取りあえず片づけてしましましょう。よろしくお願ひします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、資料6ですけれども、令和5年度の福祉のまちづくり関係事業という資料のご説明をさせていただきます。

前回、口頭でご説明をさせていただいたところですが、資料としてお出しさせていただいております。私ども福祉のまちづくり担当のほうで、今年度新規事業ということで2本挙げさせていただいております。

1点目が当事者参画のハンドブックというところで、まだ名称は仮称でございますけれども、13期の意見具申の中でも当事者参画のさらなる促進が必要と。事業者・利用者双方の視点から当事者参画を行うメリットなどを広く共有することが必要という具申をいただいているところでございます。こちらにつきましては、オリパラの競技会場になったところでは、アクセシビリティワークショップを行っておりますし、また、区市町村への補助事業の中でもバリアフリー改修をする際に、当事者参画というところを必須要件にしております。また、バリアフリー基本構想をつくる際にも法令上意見を反映するというようになっておりますので、様々なそういう事例が多く集まってきておりますので、そういった過去の好事例も検証して、取組を行うために必要なポイントということで目的だったり効果だったり方法だったり。そういうことをうまくまとめてハンドブックを作成したいと考えております。年度内に検討会を3回予定、実施しまして3月に発行を予定しております。

専門部会の委員の皆様にもご協力いただくことが出てくるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

二つ目の事業ですが、心のバリアフリーの広報事業ということで、先ほどからいろいろご意見いただいているところをまさしく入れ込んでいけたらなと思っております。

「障害の社会モデル」ということが正しく理解できるようにということで、何度も触れることができる発信方法の工夫が必要だとか、当事者の困りごとをわかりやすい言葉を用いて、自分ごと化しやすい形で発信することが重要という具申をいただいております。

都としましては、認知度が50%ということで、中身は理解していないということで川内委員からもご意見いただいておりますが、認知度として現状目標として2030年に75%、これを目指すためには無関心な人もやはりしっかり分かっていただく必要があると。そのために、広報事業を強化するというところでございます。わかりやすい、共有しやすい言葉というところでいけば、「心のバリアフリー」のイメージを分かりやすく言語化したキャッチコピーを活用するですとか、あとは、ホームページがちょっと

ぶつ切りにもなっていますので、それを体系的に見せるためのポータルサイトをつくったりとか、そこで動画の素材など、興味を引くコンテンツをそこに充実させるといったところですね。

それから、3点目に、多様な人々の生活のシーンをイメージして、相手を理解し、対応するために、求められる行動を分かりやすく伝えるということで、生活のシーンをできるだけ具体化するとか、バリアフリー設備の適正な利用についてもそこで訴えるといったところで、こういった一体的な広報事業を今年度展開して、ポータルサイトなどのリリースについては、12月を予定しております。

こちらについても、専門部会の委員の皆様いろいろなご意見をいただいて、それを踏まえて事業を進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。

令和5年度の関係事業についてのご説明をいただきました。これについて、皆様方からこの段階で何かご意見ございますか。

○佐藤委員 日本女子大の佐藤でございます。

資料6の上、当事者参画によるバリアフリー整備に係るハンドブックについて、東京都下の区市町村では、バリアフリー基本構想の策定などで、当事者参加での建物点検なり、まち点検なりが実施されているかと思えます。

それらを好事例として手法等をまとめるだけではなく、そこで出された様々な意見を集約した意見集みたいなものをつくり、それを共有するというのも非常に重要なポイントになってくると思っております。なので、そのような視点を持ちながら、ハンドブック作成を進めてもらえれば良いなと思っております。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。

ある面では、Q&A的な側面もあるのかもしれませんが、論点をしっかり見据えていくためのということだと思います。生の声をしっかりと出していくという形かというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、予定の時間をちょっと過ぎておりますけれども、今、ご意見がいただけていない方々に向けて、後ほどまた事務局に最後にご質疑あると思えますけど、資料7で意見票がありますので、こちらのほうもこれまでと同様に皆様方からたくさんのご意見をお寄せいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

特に、この専門部会の場でご発言をしておきたいという方がいらっしゃいましたら、短めにご発言いただければと思います。よろしくどうぞ。

○前野委員 今日、初めて参加させていただいております。前野と申します。

先ほど、川内先生がおっしゃったコミュニケーションがとても大事だというお話に感銘を受けまして、アンケートを取った中で、どういう生活をしている人がどういう反応

を示しているかというのが見えない。その中に何か項目として、ご近所付き合いしていますかとか、何か町会で活動していますかとか、何かちょっと答える人の生活が分かれば、どういう意識なのかなというのが少し見えてくるんじゃないかなと思っています。

私ごとですが、近所付き合いはよくできておりまして、ご高齢の方がちょっと病院に行くから送って行ってとか、気軽にコミュニケーションを図っている生活をしているので、やはりそういったことがいろんな差別やらをなくする基本になるのではないかなと思うようなことをアンケートのどこかに少し入れていただくと、答える人の生活、あるいは意識調査が分かるんじゃないかなという、簡単な意見だけなんですけれども、お願いできたらと思います。

○高橋部会長 ご発言ありがとうございます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ご意見ありがとうございます。

現時点で、インターネットモニター調査とか、追加で調査という予定はないのですが、今後、調査する際には明確に分かれる属性だけでなく、バックグラウンドを確認した上で、どういう方がそういう活動されているとか、どういうお考えなのかというところも取り入れるようにということで参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○高橋部会長 限られた調査票の中でどこを大きく削るかということなんかも出てくるんですけども。

それから、すみません、資料5についてちょっと飛ばしましたけども、主なスケジュールにつきましては、今後、若干日程的には変更が出てくるかもしれませんが、おおよそ、これは当初のときにも説明があったとお進めていくことについては、ご理解をいただいていたというふうに理解をさせてください。ありがとうございます。

それから、5か年計画であるということを最初に、冒頭課長のほうから非常に皆様、ご理解をいただきたいという5か年計画を対象にするということをそのままでもよろしいかというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、協議会としては、以上でよろしいでしょうか。事務局、よろしいですか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 最後、ご案内を、意見票のところ。

○高橋部会長 それでは、専門部会としての協議については、これで終了させていただきたいと思いますので、事務局のほうにご説明いただきたいと思います。よろしく願います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、事務連絡をさせていただきたいと思います。

本日は、時間に限りもございましたので、本日、ご発言いただけなかったご意見などございましたら、資料7の意見票、記入用紙のほうにご記入いただきまして、5月26日の金曜日ということで、来週末ですね、事務局までメールでお送りをいただければと思います。

意見記入用紙のデータにつきましては、会議終了後、事務局より皆様にメールでお送りさせていただきますので、そちらに返信をいただければと思っております。

次回の第3回の専門部会につきましては、令和5年7月26日（水曜日）10時から正午までを予定しております。日程調査にご協力いただきまして、ありがとうございます。

出欠の確認につきましては、改めて事務局よりご連絡をさせていただきたいと思えます。

事務局からは以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、専門部会としては、これを持ちまして終了させていただきたいと思えます。次回、3回目になりますけれども、また、それまでも皆様方からのご意見をお寄せいただければというふうに思えますので、期待をしています。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

（11時36分 閉会）